

## 第6章 さらなる避難行動支援のために取組む対策

### 1 個別支援計画策定の基本的な考え方

地域支援組織は同意者名簿を平常時から声かけ、見守り活動や防災訓練等に活用し、顔の見える関係を構築する必要があります。

大規模な災害では、避難支援者も被災し、支援することが全くできない場合もあることから、地域の特性や実情に合わせて、支援体制づくりを行うことが重要です。避難支援者も被災し、支援を約束することができないことから、災害時要援護者と支援者という点と点で支援するのではなく、ゾーン（例えば、マンションのワンフロアごとで災害時要援護者を支援するなど）で支援するのが適切です。個別支援計画は、特定の災害時要援護者に限って作成していくことが望ましいと考えます。

### 2 個別支援計画の作成

#### (1) 避難支援者の選定

災害発生時又は発生のおそれのある場合に避難情報の伝達や安否確認、避難誘導などの支援を行うための「避難支援者」の選定については、災害時要援護者本人の意向を極力尊重したうえで、地域支援組織等の実際に避難支援に携わる関係者が協議し、あらかじめ災害時要援護者一人に複数人選出することが望ましいと考えます。

また、災害時要援護者に対する避難支援は、「避難支援者」の協力可能な範囲で行われることや「避難支援者」の不在・被災等により支援が困難となる場合もあるため、市は災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて周知に努めます。

#### (2) 個別支援計画の作成

個別支援計画の作成に当たっては、地域支援組織等の実際に避難支援に携わる関係者が中心となって、「避難情報の伝達方法」「避難場所」「避難経路」「避難方法」「家族等の状況」等について災害時要援護者本人と話し合いながら具体的に支援内容について決めていくものとします。

### 3 個別支援計画の更新

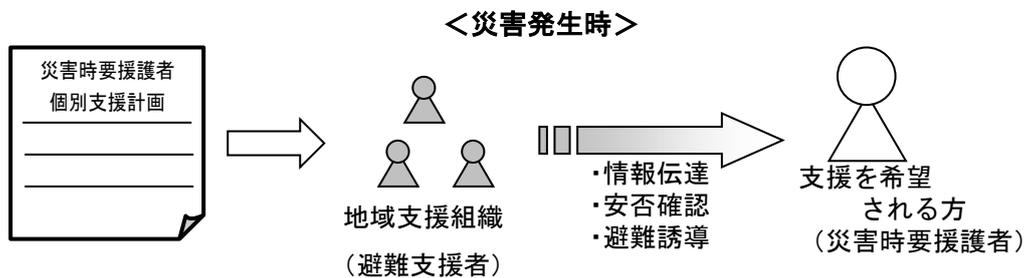
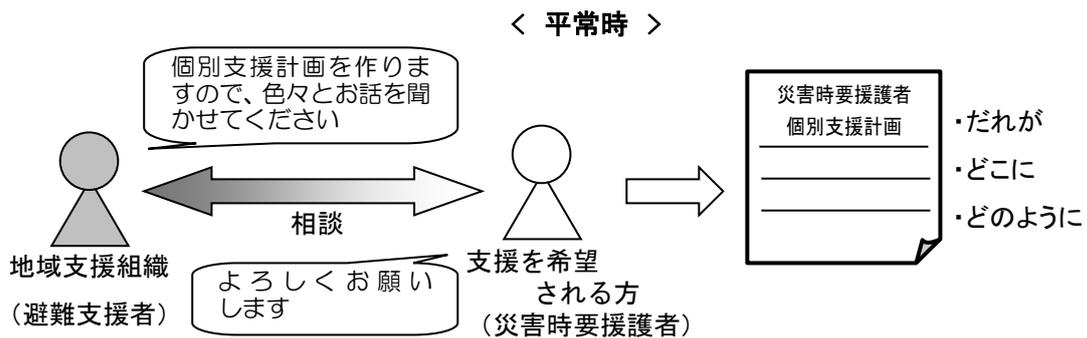
特に高齢の災害時要援護者については、必要な支援の内容や状況が変わることがあり、災害時に迅速かつ適切な支援を行うために、最新の情報を把握しておく必要があります。

地域支援組織は、名簿の更新に伴い特定の災害時要援護者の支援方法の変更・見直しが必要な場合は、その都度避難支援者と協議のうえ、個別支援計画の内容を見直すものとします。

## 4 個別支援計画の管理

個別支援計画は、災害時要援護者本人及びその家族、地域支援組織内の必要最小限の避難支援者で共有することとし、避難支援者以外の者が閲覧することのないように配慮するとともに、保管場所を定め、紛失、盗難、破損、改ざんその他の事故を防止し、個人情報 の適正な管理を徹底します。

～各地域で特定の災害時要援護者一人ひとりの個別支援計画を作成しましょう～



## 5 避難行動支援に係る共助力の向上

### (1) 地域の共助力について

発災時又は発災のおそれが生じた場合に、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、災害時要援護者が地域社会で孤立することを防ぎ、平常時から住民同士の顔が見える関係を築くよう努め、地域の防災力を高めておくことが必要です。

また、当市では、関西大学と災害時における連携協定を結び、関西大学レジリエンスキャンパス構想（※1）の実現を共に目指しています。避難支援者として学生の支援を求めることも重要であり、市と地域と大学との連携を進めていくことが地域の防災力を高めるうえで必要です。

※1 レジリエンスキャンパス構想とは……大学ならではの資源を活用し、「平時施設の有事利用」という考えに基づいて災害時に地域住民を一定期間受入れる等、防災拠点として機能するための環境整備を行う官民連携の事業。

### (2) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

市は災害時要援護者を含めた要配慮者への研修等では、高齢者、障がい者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、促してまいります。

市は避難支援等関係者の研修では、地域の防災力を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、災害時要援護者の命を守ることに協力してもらえぬ人材育成の研修に努めます。